

調 査 の 概 要

1. 調査の目的

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的として、総務省及び経済産業省が毎年実施する調査である（経済センサス-活動調査の実施年を除く。）。

このうち、2023年経済構造実態調査製造業事業所調査（以下「製造業事業所調査」という。）は、一定規模以上の製造業の法人事業所について調査を行ったものである。

※ 過去に実施していた工業統計調査（総務省・経済産業省）は令和2年で廃止され、令和4年から製造業事業所調査として実施されている。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、経済構造実態調査規則（平成三十一年総務省・経済産業省令第一号）によって実施されている。

3. 調査の実施者

総務省・経済産業省

4. 調査期日及び期間

2022年1月1日から2022年12月31日までの期間について、2023年6月1日現在で実施している。

事業所数、産出事業所数、従業者数については2022年6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額の経理項目については2022年1年間の数値である。

5. 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く。）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査集計対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表としている。

ただし、個人経営及び法人以外の団体の事業所を除く。

6. 調査の項目

調査票様式参照

7. 調査の方法

【調査経路】

総務大臣・経済産業大臣 — 調査実施業者 — 報告者

利 用 上 の 注 意

1. 本報告書は、総務省・経済産業省『2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）』の調査票情報を八尾市が独自に集計したものである。
製造業事業所調査の調査結果は、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
2. 事業所の産業格付けは、日本標準産業分類に基づき行っている。
3. この統計表中「－」は該当数値なし、「0.0」は端数四捨五入のため単位未満、「－（数値の前にあるもの）」はマイナスの数値、「x」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「x」で表わした。
4. 構成比等は、端数を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
5. 製造業事業所調査と工業統計調査（以下「工業統計」という。）は集計範囲等が異なり、過去の工業統計と単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。
 - ・製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所を集計しているが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計している。
6. 結果の概要において、産業分類(中分類)の名称は、次のとおり省略している。

産 業 分 類 （ 中 分 類 ）

省 略 表 示 名	産 業 （ 中 分 類 ）	省 略 表 示 名	産 業 （ 中 分 類 ）
09 食 料 品	食料品製造業	21 窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
10 飲 料 ・ た ば こ	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄 鋼	鉄鋼業
11 繊 維	繊維工業	23 非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
12 木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品製造業（家具を除く）	24 金 属 製 品	金属製品製造業
13 家 具	家具・装備品製造業	25 は ん 用 機 械	はん用機械器具製造業
14 パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生 産 用 機 械	生産用機械器具製造業
15 印 刷	印刷・同関連業	27 業 務 用 機 械	業務用機械器具製造業
16 化 学	化学工業	28 電 子 部 品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電 気 機 械	電気機械器具製造業
18 プ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	30 情 報 通 信 機 械	情報通信機械器具製造業
19 ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業	31 輸 送 用 機 械	輸送用機械器具製造業
20 な め し 革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 そ の 他	その他の製造業

なお、産業分類（中分類）「18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、次のとおりである。

分類	製 造 品 名	分類	製 造 品 名
13	家具・装備品	325	がん具・運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用具・その他の事務用品
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3271	漆器
2051	手袋（合成皮革）	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき、ブラシ
2199	人造真珠	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板、標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	3294	モデル・模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

7. 産業3類型別の区分及び規模区分は次のとおりとする。

《産業3類型区分》

- 基礎素材型産業 : 木材・木製品、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品
 加工組立型産業 : はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品、電気機械、情報通信機械、輸送用機械
 生活関連型産業 : 食料品、飲料・たばこ、繊維、家具、印刷、なめし革、その他

《規模区分》

- 小規模層 : 従業者数 4人～29人（全数集計では、1人～29人）
 中規模層 : 従業者数 30人～299人
 大規模層 : 従業者数 300人以上